



島根県報

平成20年11月28日（金）

第2,039号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則 (雇 用 政 策 課) 2

【告 示】

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例第3条第3項の規定による
使用料及び手数料の額 (医 療 対 策 課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 害 者 福 祉 課) 3

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (審 査 課) 3

【公 告】

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 4

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 5

島根県警察の組織に関する規則及び島根県警察公文書管理規則の一部を改正する
規則 (") 5

【雑 報】

島根県情報公開条例第35条第1項の規定に基づく出資法人の指定の一部改正 (警 察 本 部) 6

島根県個人情報保護条例第49条の規定による法人の一部改正 (") 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

島根県立松江高等技術校に次の訓練科を加えることとした。（別表関係）

訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
短期課程	ハウスアート科	10人	1年

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第79号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立松江高等技術校の項中

建築科	10人	1年	を
伝承建築科	10人	6月	

ハウスアート科	10人	1年	に改める。
建築科	10人	1年	
伝承建築科	10人	6月	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第926号

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例第3条第3項の規定による使用料及び手数料の額を次のように定め、平成21年1月1日から施行する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例第3条第3項の規定による使用料及び手数料の額は、次定めるところにより算定した額とする。

種 別			金額（1件につき）	
文書料	証明書	傷病等に關するもの	(1) 簡易なもの	1,260円
			消費税を課されない場合	1,200円

		(2) 複雑なもの		1,995円
			消費税を課されない場合	1,900円
		検査結果の記載に特別の手数を要するもの	(1)又は(2)に1,575円を加算した額	
			消費税を課されない場合	(1)又は(2)に1,500円を加算した額
		医療費に関する証明を要するもの	(1)又は(2)に525円を加算した額	
			消費税を課されない場合	(1)又は(2)に500円を加算した額
		医療費に関するもの	(3) 簡易なもの	1,155円
			消費税を課されない場合	1,100円
		(4) 複雑なもの		1,680円
			消費税を課されない場合	1,600円
	診療明細書			420円
	診断書	(5) 簡易なもの		2,520円
			消費税を課されない場合	2,400円
		(6) 複雑なもの		3,675円
消費税を課されない場合			3,500円	
検査結果の記載に特別の手数を要するもの		(5)又は(6)に1,575円を加算した額		
		消費税を課されない場合	(5)又は(6)に1,500円を加算した額	
医療費に関する証明を要するもの		(5)又は(6)に525円を加算した額		
		消費税を課されない場合	(5)又は(6)に500円を加算した額	

備考 「消費税を課されない場合」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合をいう。

島根県告示第927号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
大中 博司	整形外科	益田地域医療センター医師 会病院	益田市遠田町1917-2	平成20年10月31日

島根県告示第928号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名

930	大田市大田町大田口943 齊籐 寛	大田市大田町大田口943	齊籐 寛	市楽 勢
933	邑智郡川本町川本238-3 邑智郡火薬類保安協会 会長 的場浩二	邑智郡川本町川本238-3	邑智郡火薬類保安協会 会長 的場浩二	邑智郡火薬類保安協会 会長 伊藤凱皓

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項	
			変更後	変更前
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき人の 住所及び氏名
962	出雲市高松町778-1 株式会社八雲 代表取締役	松江市北陵町1 出雲市大津町1139	出雲市高松町778-1 株式会社八雲 代表取締役	松江市東朝日町278-10 有限会社フードサービス 八雲 代表取締役

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項	
			変更後	変更前
			売りさばき場所	売りさばき場所
964	大田市大田町大田口782 有限会社山陰食品センター 代表取締役	大田市大田町イ1-3	大田市大田町大田イ1-3	大田市長久町長久ハ7-1

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項			
			変更後		変更前	
			売りさばき人の 住所	売りさばき場所	売りさばき人の 住所	売りさばき場所
968	雲南市三刀屋町 三刀屋124-2 雲南地区交通安全協会 会長 上代義郎	雲南市三刀屋町 三刀屋124-2 雲南市掛合町掛 合846-1 仁多郡奥出雲町 三成198-5	雲南市三刀屋町 三刀屋124-2	雲南市三刀屋町 三刀屋124-2 雲南市掛合町掛 合846-1 仁多郡奥出雲町 三成198-5	雲南市木次町里 方519-2	雲南市木次町里 方519-2 雲南市掛合町掛 合846-1 仁多郡奥出雲町 三成198-5

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市吉佐町字御境1028番2の一部

安来市吉佐町字宮ノ下1071番1の一部

面積 2,193.64平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市吉佐町1017番地1

伯雲徳山生コン株式会社

代表取締役 秦憲市

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県公安委員会委員長 山下裕國

島根県公安委員会規則第15号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の部を次のように改める。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第7条第1項	事業開始届出書の受理
	第7条第2項	事業廃止届出書又は届出事項変更届出書の受理
	第13条及び第15条第2項第1号	インターネット異性紹介事業者に対する指示
	第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理
	第16条	報告又は資料の提出要求
	第17条第1項	国家公安委員会への報告等
	第17条第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理
	第20条	登録誘引情報提供機関に対する情報提供

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則及び島根県警察公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県公安委員会委員長 山下裕國

島根県公安委員会規則第16号

島根県警察の組織に関する規則及び島根県警察公文書管理規則の一部を改正する規則

（島根県警察の組織に関する規則の一部改正）

第1条 島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

(島根県警察公文書管理規則の一部改正)

第2条 島根県警察公文書管理規則(平成13年島根県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「公益法人の設立許可等」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

雑 報

島根県警察本部告示第■号

島根県情報公開条例第35条第1項の規定に基づく出資法人の指定(平成13年島根県警察本部告示第89号)の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

島根県警察本部長 警視長 大 橋 亘

「財団法人島根県暴力追放県民センター」の次に「(平成4年5月11日に財団法人島根県暴力追放県民センターという名称で設立された法人をいう。)」を加える。

島根県警察本部告示第■号

島根県個人情報保護条例第49条の規定による法人(平成18年島根県警察本部告示第19号)の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

島根県警察本部長 警視長 大 橋 亘

「財団法人島根県暴力追放県民センター」の次に「(平成4年5月11日に財団法人島根県暴力追放県民センターという名称で設立された法人をいう。)」を加える。